

【別紙】行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則等の一部を改正する命令(案)に対する意見募集の結果

No.	意見提出者(順不同)	御意見の概要	御意見に対する考え方	命令等への修正の有無
1	匿名	いわゆる「マイナンバーカード」と在留資格証の一体化の様だが、マイナンバーカードは そもそも 任意のはず。なぜ 外国籍の人には 強制となるのか？マイナンバーカードと分離した選択もできる様にすべきだ。	特定在留カード等については、その取得を任意としています。	無
2	匿名	・在留カードと個人番号カードの一体化(特定在留カード等)の方向性、ならびに入管経由で公的個人認証の手続きを可能とする枠組みには賛同します。外国人住民の利便性向上と、重複事務の解消が期待できます。一方で、現場運用(自治体窓口・入管窓口・J-LIS)の役割分担、システム連携、障害時の代替手段、費用負担、周知体制が不明確な点があり、円滑な移行のために規定や告示、手引きでの明確化を要望します。 ・入管庁長官を経由して行う「諸般の手続」に含まれる具体的範囲(新規発行、再発行、更新、失効、失効取消、停止・再開、PIN初期設定・再設定、ロック解除等)を列挙してください。 ・特定在留カード等に係る電子証明書手続について、入管経由に加え、自治体窓口でも取り扱い可能とする手続(例:PIN再設定、証明書失効・再発行、券面更新時の再発行等)を明記してください。 ・具体的な本人確認書類の列挙(旅券、在留カード、特定在留カード等の引換証、在外公館発行書類等)と、未成年者・代理人・支援者同席時の取り扱い、真偽不明時の追加確認手段(生体認証・券面IC照合)の運用基準を規則または告示・手引きで明確化ください。入管、自治体窓口で扱いの違いがないようにしてください。 ・マイナンバーカードと特定在留カード等、それぞれの電子証明書の手続きの違いをまとめてください。 ・入管で証明書発行・失効等が行われた際、自治体側システムが即時に状態を把握できるイベント通知/API、LGWAN経由の標準連携仕様、トランザクションIDの共有を「講ずる措置」に含めることを明記ください。 ・英語を含む主要言語の申請様式・説明書、やさしい日本語版、視覚・聴覚障害者向け配慮(点字テンキーカバー、読上げ対応端末)の標準化を求めます。 ・成年後見人・法定代理人・任意代理人・支援者同席時の要件(委任状様式、本人不携帯時の補完確認手段)を明確化ください。 ・在留資格・在留期間更新、住所変更が入管先行で行われた場合の電子証明書の有効性維持・自動失効要否、自治体側住基更新との同期順序を示してください。 ・現行「在留カード＋マイナンバーカード」保有者が特定在留カード等へ切替える際の任意・必須の別、手数料の扱い、証明書の引継ぎ可否と有効期限調整を明示ください。	・今後、御要望の趣旨を踏まえ、関係省庁と連携しつつ、当省としても必要な周知を行ってまいります。 ・入管庁長官を経由して諸般の手続を行う場合としては、特定在留カード等の交付の申請等に併せて行う、個人番号カード用署名用電子証明書及び個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第3条の3及び第22条の3)、利用者による申請に基づく失効(第9条及び第28条)並びに秘密鍵の漏えい等があった旨の届出に基づく失効(第10条及び第29条)に係る一連の手続を行う場合を指しています。 ・御指摘の点については、今後、関係省庁と連携しつつ、要領等において適切に周知してまいります。 ・御指摘の本人確認書類に係る運用については、関係省庁と連携しつつ、要領等において適切に周知してまいります。 ・個人番号カードに記録する電子証明書については、住所地市町村長を経由して発行の申請を行いますが、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の15の2第1項又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第16条の2第3項に規定する特定在留カード等の交付の申請に併せて行う電子証明書の発行については、出入国在留管理庁長官及び住所地市町村長を経由して発行の申請を行います。詳細な運用については、今後、関係省庁と連携しつつ、要領等において適切に周知してまいります。 ・出入国在留管理庁長官を経由して電子証明書の発行又は失効の申請がなされた場合、住所地市町村長を経由して申請がなされた場合と同様に、機構において電子証明書の発行・失効が行われるため、ご指摘の措置は不要であると考えております。 ・貴重な御意見として今後の参考にさせていただきます。 ・御指摘の「法定代理人」等に対する代理交付に係る運用については、関係省庁と連携しつつ、要領等において適切に周知してまいります。 ・在留資格変更許可申請等が出入国在留管理庁長官に対して行われ、これを受けて新しい特定在留カード等が発行される場合、既に交付を受けた特定在留カード等に記録された電子証明書は失効します。また、当該手続が完了した後、その在留資格の変更等は順次住民基本台帳に反映されます。 なお、住居地の変更届については、住所地市町村長を経由して行われるため、出入国在留管理庁長官を経由して行われることはございません。 ・特定在留カード等については、その取得を任意としています。 また、「手数料の扱い」については、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく手数料の額を定める規程」(令和3年8月13日付け地情機規程第18号)等の一部改正により、改正入管法等の施行期日(R8.6.14)までにお示しする予定です。 電子「証明書の引継ぎ可否」については、個人番号カード保有者が特定在留カード等へ切り替える場合、個人番号カードに記録された電子証明書を特定在留カード等に引き継ぐことはできず、新たに電子証明書の発行を受ける必要があります。 「有効期限調整」については、お尋ねの趣旨が明らかではありませんが、特定在留カード等に記録される電子証明書の有効期間は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則(平成15年総務省令第120号)第13条・第49条に定められているとおりです。	無
3	匿名	反対。具体的に書かれていない	本命令案は、出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律(令和6年法律第59号)による出入国管理及び難民認定法(昭和26年法律第319号)等の改正により、在留カード等と個人番号カードを一体化した特定在留カード等を交付することができることとなることに伴う必要な改正を行うものですが、制度の運用に当たっては、より具体的な手続等を定めた上で、適切に行ってまいります。	無
4	匿名	改正案に強く反対します。厚生労働省・総務省所管の手続(年金・医療・介護・子育て給付など)のマイナンバー利用拡大・オンライン化強化は、国民の負担増大と格差拡大を招くだけです。 マイナンバーカード未取得者(高齢者・低所得層の約20%、総務省2025年データ)が年金・医療・介護・生活保護申請から排除されるリスクがあります。ネット環境やカード取得ができない人は置き去りにされ、生活必需の行政サービスが受けられなくなります。データ紐付けの過多是監視社会を助長し、プライバシー侵害の危険を増大させます。 不正防止のための厳格化はイタチごっこで、新たな偽造手口が出てくるだけです。対策強化ごとにコストと負担が国民に転嫁され、格差が広がります。改正するなら、マイナンバーカード必須化を避け、紙申請・対面確認・電話確認の代替手段を完全に保証してください。運転免許証・パスポート・健康保険証の目視確認を維持し、すべての国民が安心して手続きを利用できる仕組みにすべきです。 行政サービスは生活必需品です。金儲け優先ではなく、公共性を最優先にしてください。改正案の見直しを強く求めます。	本命令案は、出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律(令和6年法律第59号)による出入国管理及び難民認定法(昭和26年法律第319号)等の改正により、在留カード等と個人番号カードを一体化した特定在留カード等を交付することができることとなることに伴う必要な改正を行うものです。本命令案と無関係な意見として承ります。	無